

第3章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

男女共同参画社会の実現するため、市、市民、事業者、教育関係者、市民活動団体などのすべての人々や組織が、協働の意識を持って、それぞれの責務を全うすることが必要です。

そのため、各分野における施策の総合的かつ効果的な推進を図るため体制の整備を図ります。

(1) 庁内推進体制

① しおがま男女平等・共同参画基本計画推進本部

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲に及ぶことから、市長を本部長とする「しおがま男女平等・共同参画基本計画推進本部」において、計画の進行管理を行い、総合的かつ効果的に施策の推進を図ります。

② しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議

計画中の各事業の推進を図るため、関係部課の係長で構成する「しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議」（座長：市民総務部市民安全課長）において、横断的な調整・検討を行い、実効性のある施策展開に努めます。

また、必要に応じて計画の調査・検討を行うワーキンググループを設置します。

③ 年次報告の実施

毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況などを明らかにする報告書を作成し、公表します。

④ 男女共同参画推進月間

男女共同参画の理解を深めるため、毎年9月を「男女共同参画推進月間」と定め、男女共同参画に関する情報提供や啓発活動を行い、男女共同参画を推進する人材育成に努めます。

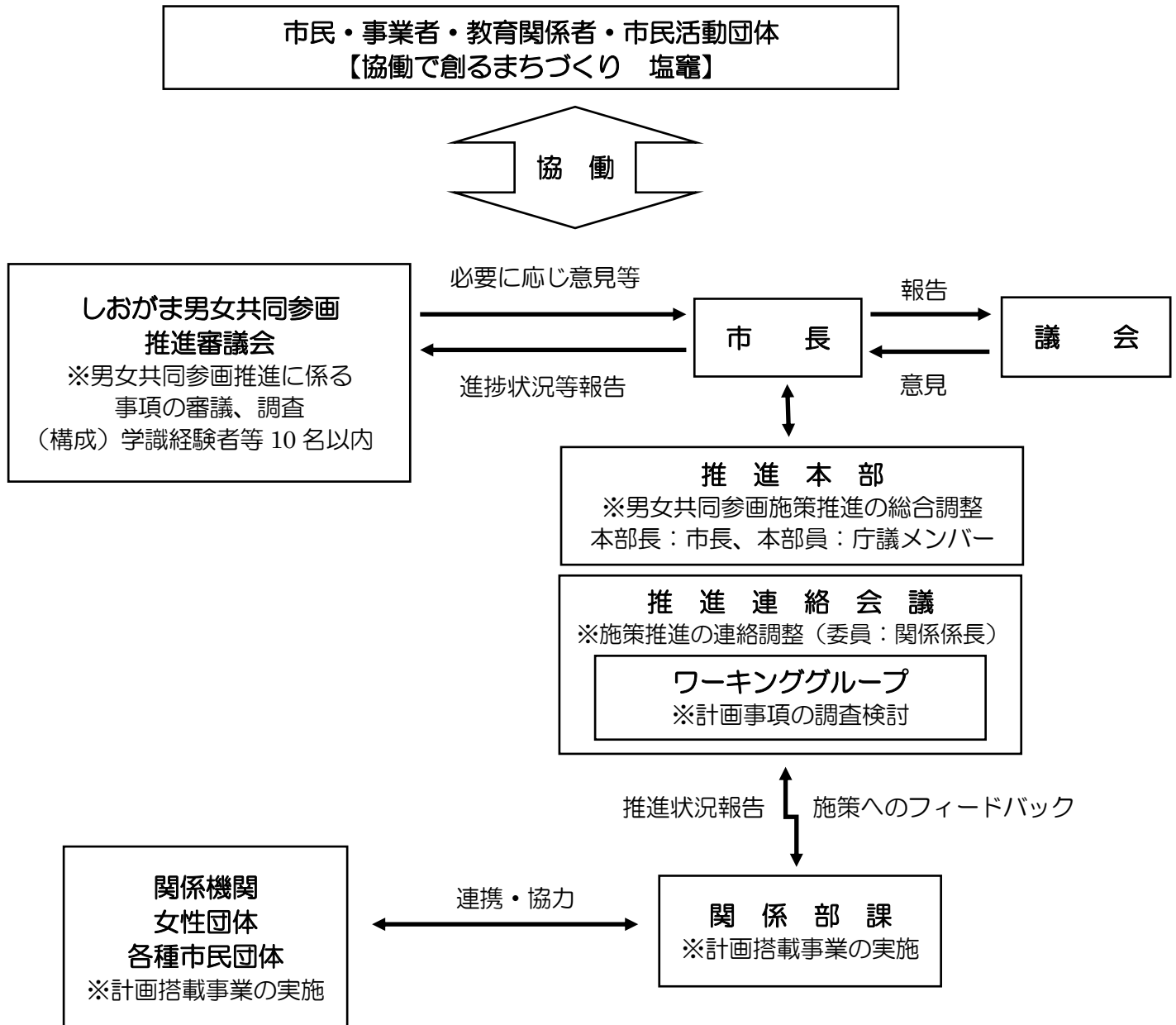
(2) しおがま男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識権者などにより組織される「しおがま男女共同参画推進審議会」は、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する事項について調査・審議を行うほか、男女共同参画の推進に関して市長に意見を述べることができます。

塩竈市では、審議会からの意見に基づき、施策のより効果的な推進を図ります。

第3章 計画の推進体制

(3) 計画の推進体制図



参考資料

1. 計画策定の経過

平成27年	
3月16日	第1回しおがま男女共同参画推進審議会 ○市長より「次期しおがま男女平等・共同参画基本計画」について諮問 ○次期計画策定方針について審議
5月1日 ～ 5月18日	市民意識調査【市民・事業所向け】 対象者：市内在住の20～70代の男女1,000名 市内に所在地や住所を設ける事業所100社
5月12日 ～ 5月20日	市民意識調査【中学生・職員向け】 対象者：市内中学校に在籍する中学2年生 市職員（派遣・非常勤含む）・教職員など1,411名
6月26日	第2回しおがま男女共同参画推進審議会 ○教育行政ヒアリング ○市民意識調査結果報告
8月11日	第1回しおがま男女平等・共同参画基本計画推進本部
8月18日	第1回しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議 ○次期計画策定方針について検討 ○市民意識調査結果報告
9月9日	第1回しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議 ワーキンググループ ○次期計画策定方針について検討 ○市民意識調査結果報告
10月23日	第3回しおがま男女共同参画推進審議会 ○第1回しおがま男女平等・共同参画推進連絡会議等の概要報告 ○次期計画骨子案について審議
平成28年	
1月26日	第4回しおがま男女共同参画推進審議会 ○次期計画素案について審議
3月16日	第2回しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議 ○しおがま男女共同参画推進審議会の概要報告 ○次期計画素案について検討
3月17日	第2回しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議 ワーキンググループ ○しおがま男女共同参画推進審議会の概要報告 ○次期計画素案について検討
4月17日～ 4月26日	次期計画素案に関するパブリックコメント手続き実施
5月31日	第5回しおがま男女共同参画推進審議会 ○次期計画最終案について審議 ○市長へ「次期しおがま男女平等・共同参画基本計画」(案)を答申

参考資料

2. しおがま男女共同参画推進審議会委員名簿

(任期：平成27年3月16日～平成29年3月15日)

	氏名	所属・職業など	備考
会長	まき いし たきこ 榎 石 多希子	仙台白百合女子大学人間学部 グローバルスタディーズ学科教授	
副会長	ほし あつし 星 篤	塩竈市立校長会会長 塩竈市立第一小学校校長	平成27年3月16日～ 平成28年3月31日
副会長	すず き あさじ 鈴 木 朝 二	塩竈市立校長会会長 塩竈市立玉川学校校長	平成28年4月1日～
委員	こん の よしあき 今 野 吉 晃	社会教育委員委員長	
委員	さ とう かおり 佐 藤 香	塩釜地区私立幼稚園連合会塩釜会代表 塩釜カトリック幼稚園園長	
委員	すず き あい子 鈴 木 あい子	塩釜商工会議所女性会会長	
委員	よこ た よしみつ 横 田 善 光	塩釜商工会議所議員	
委員	たか はし ちかこ 高 橋 千賀子	マルサイ水産(株)役員	
委員	さ さき かず え 佐々木 和 恵	塩竈市婦人会会長	
委員	こ ばやし まさこ 小 林 眞佐子	男女共同参画を考える会代表 塩竈市婦人防火クラブ連合会会長	
委員	おお つ こういち 大 津 晃 一	NPO 法人 浦戸アイランド倶楽部理事長	

(敬称略・順不同)

3. 塩竈市しおがま男女共同参画推進条例

平成 19 年 9 月 28 日
条例第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 性別による権利侵害等(第 8 条—第 9 条)

第 3 章 基本的施策(第 10 条—第 21 条)

第 4 章 しおがま男女共同参画推進審議会(第 22 条—第 28 条)

第 5 章 雑則(第 29 条)

附則

私たちは、すべての人が個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に活かすことができる社会の実現を強く望んでいる。

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に共に参画することにより、調和のとれた豊かな社会を形成しなければならない。しかも、加速する少子高齢化、家族及び地域社会の変化、情報化等、近年の急激な社会環境の変化の中で、女性の能力に対する社会の要請がますます高まり、男女がその人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合う柔軟な対応が求められている。

本市においては、あらゆる分野での男女平等を目指し、「しおがま男女平等・共同参画基本計画」の策定をはじめとする一定の取組を推進してきた。これをさらに確かなものにし、「人が生きる共生のまち」塩竈市を築くために、男女が平等で共同参画できる社会の実現を市政の重要課題と位置付け、市、市民、事業者、教育関係者等の協力と連携により、新しい社会を目指した意識の改革や施策の充実を図ることが必要である。

ここに、私たちは男女が平等で共同参画できる社会の実現をめざすことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画を進める上で、基本となる理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もて男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

参考資料

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的及び性差別的言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある男女間において行われる身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (5) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育その他のあらゆる教育機関に携わるものをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、直接的であるか間接的にかかわらず性別による差別的取扱いを受けることがないことその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担意識から生まれる社会における制度又は慣行を見直すこと及びそれにより男女が固定的な性別役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者の活動における方針の立案及び社会の決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援のもとに、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女の対等な関係のもとに、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会の取組と密接な関係にあることを認識し、国際的協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要課題と位置付け、市における男女共同参画社会の形成のため施策を策定し、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と協力及び連携して男女共同参画の施策を実施するよう努めなければならない。
- 3 市は、一事業者として、人事管理及び組織運営において積極的に男女共同参画に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画の推進に積極的に取り組み、仕事と家庭を両立できる職場づくりに努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

参考資料

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、第3条の基本理念に基づき、教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 性別による権利侵害等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、直接的又は間接的な性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に対する留意)

第9条 何人も、広く市民に表示する情報において、固定的な性別役割分担又は前条各項に規定する行為を連想させ、又は助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、第3条の基本理念に基づく男女共同参画計画を定めなければならない。

2 市は、男女共同参画計画を策定するにあたっては、第22条に規定するしおがま男女共同参画推進審議会に諮問するとともに市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

(年次報告)

第11条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第12条 市は、男女共同参画の基本的施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制の整備や措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報収集と調査研究)

第13条 市は、男女共同参画に関する情報収集や調査研究を行い、その成果を男女共同参画の推進に関する施策に適切に反映されるように努めるものとする。

(男女共同参画意識の普及啓発)

第14条 市は、男女共同参画の理解を深めるために情報の提供や啓発活動に努め、男女共同参画を推進する人材を育成するよう努めるものとする。

2 毎年9月を男女共同参画推進月間とする。

(教育における男女共同参画の推進)

第15条 市は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる教育及び学習の場において、個人の尊重を理念とした男女平等意識をはぐくみ、多様な個性と能力を発達させる男女平等教育を総合的に促進させるよう努めるものとする。

参考資料

(男女が対等なパートナーとして共に支え合う家庭づくりの支援)

第 16 条 市は、男女が共に家庭生活や職業生活等を両立できるように男性の家事、育児、介護等の参加を促進するための啓発に努めるものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの根絶に向け、市民意識の醸成に努めるものとする。

(職場における男女共同参画の推進)

第 17 条 市は、あらゆる職場において、男女が主体的に能力を発揮し、正当な評価を受け、対等な構成員として方針の立案から決定までの過程に参画する機会を確保されるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

(女性の意思決定への参画)

第 18 条 市は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる分野における活動の意思決定において女性の参画機会の拡大に努めるものとする。

2 市は、審議会の委員等の任命の際は委員の構成がどちらか一方の性に偏ることがないように努めるものとする。

3 市は、施策の立案、決定及び実施において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民活動への支援及び協働)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進をめざして、市民及び団体に対して情報の提供及び開示その他必要な支援を行い、協働に努めるものとする。

(国際交流の推進)

第 20 条 市は、地域に居住している外国籍の市民との共生を、国際的協調のもとに男女共同参画の視点で推進するよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第 21 条 市は、市民、事業者及び教育関係者からの苦情及び相談のための窓口を設け、次に掲げる苦情及び相談を受けた場合は関係機関及び関係団体と協力し、適切な処置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情及び相談

(2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関する苦情及び相談

第 4 章 しおがま男女共同参画推進審議会

(審議会の設置)

第 22 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査及び審議するため、しおがま男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し、必要に応じ調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 23 条 審議会は委員 10 人以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めるものとする。

2 委員は、市民、事業者、教育関係者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

参考資料

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を整理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 25 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 26 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることが出来る。

(事務局)

第 27 条 審議会の事務局は、市民総務部市民安全課に置く。

(審議会の運営に関する委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

参考資料

4. しおがま男女平等・共同参画基本計画推進本部設置要綱

平成 15 年 9 月 5 日

庁訓第 19 号

(設置)

第 1 条 しおがま男女平等・共同参画基本計画を総合的かつ効率的に推進するため、しおがま男女平等・共同参画基本計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) しおがま男女平等・共同参画基本計画推進にかかる総合調整にかかること。
- (2) しおがま男女平等・共同参画基本計画にかかる進行管理に関すること。
- (3) その他しおがま男女平等・共同参画基本計画推進のための重要事項の決定に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、塩竈市庁議等に関する規程(昭和 60 年庁訓第 14 号)第 5 条に規定する職にある者(前 2 項に規定する者を除く。)をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部長は推進本部の会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 本部長は、必要と認めた場合は、推進本部に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 推進本部の事務局は、市民総務部市民安全課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

5. しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議設置要綱

平成 15 年 9 月 16 日

庁訓第 21 号

(設置)

第 1 条 しおがま男女平等・共同参画基本計画の事業推進のため、しおがま男女平等・共同参画計画推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) しおがま男女平等・共同参画基本計画の年度毎事業計画に関すること。
- (2) しおがま男女平等・共同参画基本計画の事業実施にかかる関係各課との調整に関すること。
- (3) その他しおがま男女平等・共同参画基本計画推進に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、座長、委員をもって組織する。

- 2 座長は、市民総務部市民安全課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 座長は、連絡会議を統轄する。

(会議)

第 5 条 座長は、連絡会議を招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 座長は、必要と認めた場合は、連絡会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 7 条 座長は、第 2 条各号に掲げる事項の調査検討を行うため、必要に応じて連絡会議の下にワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(事務局)

第 8 条 連絡会議の事務局は、市民総務部市民安全課に置く。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

参考資料

別表(第3条関係)

(別表)

■市民総務部

総務課人事給与係長 政策課市政情報係長

■健康福祉部

子育て支援課家庭支援係長 同保育係長 長寿社会課長寿支援係長

同地域包括支援係長 健康推進課母子保健係長 同成人保健係長

■産業環境部

水産振興課水産係長 商工港湾課商工係長

■建設部

都市計画課まちづくり推進係長

■市立病院事務部

業務課総務係長

■水道部

業務課企画総務係長

■教育部

教育総務課総務係長 学校教育課学校教育係長 生涯学習課学習支援係長

同生涯学習センター子どもの係長 同学びの係長 市民交流センターこどもの本の係長 同みんなの本の係長

参考資料

6. 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正 平成11年 7月 16日法律第102号

同 11年12月 22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすこと

参考資料

により、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」と

参考資料

いう。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

参考資料

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

参考資料

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

7. 男女共同に関する塩竈市と国内外の動き

年	世界	国	宮城県	塩竈市
1975年 (昭和50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議 ・メキシコで開催 ・世界行動計画を採択 ○国連婦人の10年を宣言	○婦人問題企画推進本部設置 ○育児休業法公布 ○総理府に婦人問題担当室を設置		
1976年 (昭和51)	○国連婦人の10年 (~1985) ○ILOに婦人労働問題担当室を設置	○婦人労働週間設定 ○民法一部改正施行 (離婚後も婚姻中の姓を称える婚氏続称制度創設)	○婦人行政窓口を生活環境県民課に設置	
1977年 (昭和52)		○国内行動計画策定 ○国立婦人教育会館オープン		
1979年 (昭和54)	○女子差別撤廃条約採択			
1980年 (昭和55)	○国際婦人の10年中間世界会議をデンマークで開催(国連婦人の10年後期行動プログラムを採択)	○女子差別撤廃条約に署名	○婦人関係行政推進庁内連絡会議を設置	
1981年 (昭和56)	○女子差別撤廃条約発効 ○ILO条約第156号条約(男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する)の採択	○民法及び家事審判法の一部改正施行(配偶者の相続分1/3→1/2への引き上げ等) ○男女別定年制に無効判決(最高裁)	○生活福祉部婦人青少年課設置 ○女性差別撤廃条約批准促進の意見書県議会採択 ○婦人問題懇談会を設置	○育児休業条例施行
1983年 (昭和58)			○婦人問題懇談会より提言	
1984年 (昭和59)		○アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 ○国際法・戸籍法改正(父系血統主義から父母両系血統主義へ、昭和60年施行) ○労働省婦人局設置	○みやぎ婦人施策の方向—21世紀への助走—を策定	○産前産後10週間休暇制度施行
1985年 (昭和60)	○国連婦人の10年世界会議をケニアで開催(婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択)	○男女雇用機会均等法公布 ○改正労働基準法公布 ○女子差別撤廃条約批准 ○国民年金法一部改正(婦人の年金権に確立、昭和61年施行)	○北海道・東北・関東地区婦人問題推進地域会議を開催	
1986年 (昭和61)		○男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行		○看護欠勤制度の実施施行
1987年 (昭和62)		○西暦2000年に向けての新国内行動計画策定		○ミズ・フォーラム「生活空間の中から今、女性たちがまちを考える」を開催(7/12)

参考資料

年	世界	国	宮城県	塩竈市
1988年 (昭和63)				○第3次長期総合計画に「女性の社会参加を促進」を基本目標に掲げる
1989年 (平成元)		○「婦人の現状と施策」を 発表		
1990年 (平成2)	○ILO第171号条約 (夜業に関する)を採択		○みやぎ婦人施策基本計 画を策定	
1991年 (平成3)		○西暦2000年に向けて の新国内行動計画(第1 次改定)を策定 ○育児休業法公布		
1992年 (平成4)		○育児休業法施行 (男性も対象) ○初の婦人問題担当大臣 を設置	○生活福祉部女性政策課 設置 ○女性問題懇談会を設置	○育児休業制度の改正施 行
1993年 (平成5)		○短時間労働者の雇用管 理の改善等に関する法律 (パート労働法)公布施 行	○環境生活女性政策課に 組織改正	
1994年 (平成6)		○総理府男女共同参画室 を設置	○女性問題懇談会より提 言	
1995年 (平成7)	○北京で第4回世界女性 会議開催	○育児休業法の改正 (介護休業制度法制化) ○ILO第156号条約 (昭和56年採択)の批准		○介護休暇制度施行
1996年 (平成8)		○「男女共同参画ビジョ ン」答申(男女共同参画審 議会) ○「男女共同参画2000 年プラン」策定	○男女共同参画に関する 県民意識調査 ○男女共同参画推進委員 会設置	
1997年 (平成9)		○男女共同参画審議会設 置法公布施行 ○男女雇用機会均等法一 部改正		
1998年 (平成10)		○男女共同参画社会基本 法について」の答申(男女 共同参画審議会)	○宮城県における男女共 同参画社会の実現に向け ての推進策並びに宮城県 女性行動計画について答 申(男女共同参画推進委 員会) ○みやぎ男女共同参画推 進プランを策定(3月) ○県の行政機関において の旧姓使用を認める	
1999年 (平成11)		○男女共同参画社会基本 法公布・施行	○環境生活部女性青少年 課設置	
2000年 (平成12)	○国連特別総会「女性 2000年会議」をニュー ヨークで開催	○男女共同参画基本計画 策定		○小・中学校の男女混合 名簿の実施

参考資料

年	世界	国	宮城県	塩竈市
2001年 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ○国の行政機関において旧姓使用を認める ○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県男女共同参画推進条例公布・施行 ○男女共同参画審議会設置 ○みやぎ男女共同参画相談室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次塩竈市長期総合計画策定（先導的施策として男女共同参画プロジェクトを設定）
2002年 (平成14)				<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画サポート委員会設置 ○しおがま男女共同参画計画推進策定委員会設置 ○男女共同参画に関する市民意識調査等実施 ○男女共同参画計画策定本部・幹事会・ワーキング部会設置
2003年 (平成15)			<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県共同参画基本計画について答申（宮城県男女共同参画審議会） ○宮城県男女共同参画基本計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「しおがま男女平等・共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正施行 		
2005年 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業法改正施行 ○男女共同参画基本計画（第2次）策定 		
2006年 (平成18)		<ul style="list-style-type: none"> ○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ○「男女雇用機会均等法」改正 ○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ○女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定 	
2007年 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女雇用機会均等法改正施行 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○「塩竈市しおがま男女共同参画推進条例」施行

参考資料

年	世界	国	宮城県	塩竈市
2008年 (平成20)		○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正施行		○しおがま男女共同参画推進審議会開催
2009年 (平成21)		○「育児・介護休業法」改正	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」改定 ○共同参画社会推進課設置	
2010年 (平成22)	○国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ○「男女共同参画基本計画（第3次）」閣議決定	○宮城県男女共同参画基本計画（第2次）について答申（宮城県男女共同参画審議会）	
2011年 (平成23)	OUN Woman 正式発足			○第5次塩竈市長期総合計画策定
2012年 (平成24)				○「人権啓発・男女共同参画啓発講座（中学生向け）」開催
2013年 (平成25)		○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正施行		
2014年 (平成26)	○国連「北京+20」男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合（ニューヨーク）			○しおがま男女共同参画推進審議会開催 ○市長より同審議会へ次期計画策定について諮問
2015年 (平成27)		○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）成立	○「みやぎの女性活躍促進連携会議」設立	○市民意識調査実施 ○しおがま男女共同参画推進審議会開催 ○しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議開催 ○パブリックコメントの実施
2016年 (平成28)				○しおがま男女共同参画推進審議会開催 ○しおがま男女平等・共同参画基本計画推進連絡会議開催 ○同審議会より市長へ次期計画（案）について答申 ○しおがま男女平等・共同参画基本計画推進本部において次期計画の決定

8. 男女共同参画関連用語集 Key Words

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)

育児・介護休業法は、労働者が申出を行うことによって育児休業（子が1歳に達するまで養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。

平成22年6月に、育児休業制度では、主に両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間の取得が可能、介護休業制度については、介護休暇が新設されるなど法改正が行われております。さらに、平成24年4月に、育児休業給付は、休業開始時賃金月額40%相当額支給から67%相当額支給に引き上げられ、介護休業給付は、現在休業開始時賃金月額40%相当支給額となっておりますが、育児休業給付と同様の休業開始時賃金月額67%相当額が支給される見直し案が出ており、仕事と家庭を両立するための支援策が期待されます。

■SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで気軽に閲覧・利用することができる反面、利用方法によっては、様々なトラブルにも遭いやすいため注意が必要です。

■エンパワーメント（empowerment）

「女性が力をつけること」をいいます。

自己決定能力といった個人的な力や、法的力、経済的力、政治的力など、一人が力をつけることが別の人の力になり、グループ全体の力を高めていくような能力のことです。女性があらゆるレベルの意思決定の場に参画し、ジェンダー関係に変化をもたらすことが期待されています。

■隠れたカリキュラム

学校教育において、正規のカリキュラムとは別に生徒が学ぶ、社会的に支配的な規範や価値、社会に受容されている行為や態度の総体を指す言葉で、教科の内容に直接関係ない日常的な習慣、学校行事やクラブ活動などの課外活動においても「隠れたカリキュラム」が存在します。例えば、男女別の出席簿やグループ分け、行事やクラブ活動で女子生徒が受ける女性的な役割などは、日常の学校生活で当然とされてきた慣行で見過ごされやすくなっています。

参考資料

■シェルター (shelter)

暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことで、女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。

一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多く、NPO法人や社会福祉法人などの法人格を持つものもありますが、多くは、民間のグループ等が運営する法人格を持たない団体です。

■ジェンダー(gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

平成27年9月、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として施行されました。男女共同参画基本法の基本理念にのっとり、女性活躍推進の基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、事業主の行動計画の策定や、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定められています。

■ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)

平成12年5月、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が成立し、同年11月24日に施行されました。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっています。

また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されています。

■セクシャル・ハラスメント (Sexual harassment)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

特に雇用の場においては、「職場(労働者が業務を遂行する場所)において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会をいいます。

■男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、① 男女の人権の尊重

- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

以上5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)

男女雇用機会均等法は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。

平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。

また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

■ドメスティック・バイオレンス (Domestic violence)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。

平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、配偶者からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備されましたが、平成16年12月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を

参考資料

受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義されました。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

ポジティブ・アクションとは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

その例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

■ライフステージ

人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階をいいます。

その段階の分け方についてはいろいろありますが、人の誕生から成長発展の過程について、乳幼児期、学童期、青年期、成人・壮年期、高齢期などとしたり、その段階が持つ意味から、準備期、順応期、蓄積期、両親期、再発見期、引退期と分けることもあります。

人の一生を段階に分けて考えるのは、生活課題を検討しやすくするためであり、また、生活課題を予見し検討することによって、人生を意義あるものとして築くための指標とすることができます。

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (reproductive health / rights)

「女性の性と生殖に関する健康/権利」と訳され、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

■ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいいます。

「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人一人が具体的に自分にあつたチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。「男性は仕事中心、女性は家事・育児中心」という考えを見直し、男性も家庭生活を大切にする、女性においても仕事を生きがいとする、というような考えを持つことにより、より男女が平等で柔軟な社会を実現するための指針となっていることから、今後の男女共同参画社会実現を牽引する役割が期待されています。

（参考資料）内閣府男女共同参画局資料